

第4回公認心理師カリキュラム等検討会  
(平成29年5月10日)における主な意見(案)

【公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について】

- 母子保健法での記載に合わせ、保健分野の記載における、「母親」という記載を「母性」や「妊産婦」に変更してはどうか。

【大学における必要な科目について】

- 「心理学研究法・統計法」を「心理学研究法」と「心理学統計法」に分けてほしい。
- 統計法を一つの科目として独立させる場合、統計法という科目を用意できない大学が出てくるのではないか。科目の規定は最小限の数とすべきではないか。
- 統計は重要であるが、統計の歴史として、研究のための情報を科学的に処理するために統計が開発されたことから、研究法と統計法は分けられない方がいいのではないか。
- 科目数が多いと全てを修めることが難しくなり、また、就職活動にも支障がでるのではないか。
- 「キャリア発達の課題に関する理論」を「産業・組織心理学」に含まれる事項としてはどうか。
- 「発達心理学」に含まれる事項における、「高齢者の発達」を「高齢者の心理」に修正してはどうか。

【受験資格の特例について】

- 「心理学研究法・統計法」を「心理学研究法」と「心理学統計法」に分けると、公認心理師に必要な科目が24科目から25科目に増えるので、特例で履修すべき科目も11科目から12科目に増やしてもよいのではないか。

【いわゆる現任者について】

- 法務省などのように、個別に研修を行える環境がある施設も現任者の施設として含めてよいのではないか。

【公認心理師試験について】

- マークシートでの回答が難しい方への配慮をすべきで。
- 国家試験時期について、臨床心理士資格試験受験者、並びに臨床心理士養成大学院の関係者等に混乱が生じないように配慮してほしい。

【公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」について】

- 専修学校卒業者は学校教育法施行規則で、要件を満たせば「(大学院への入学に関し)大学卒業者と同等以上の学力がある」と明記されているため、大学卒業者に準ずるものとすべきではないか。

- 専修学校卒業者を準ずるものに含めるのであれば、大学のような教養教育を受けることを条件としてはどうか。
- 専修学校で大学と同等の教育内容の科目を開設しているのかを確認するため、心理実験室等が設置されているのかなど教育内容を精査する必要があるのではないか。
- 専修学校は、卒業後に仕事に就くという職業養成課程なので、大学の教育とは違う。また、専修学校から公認心理師となるのは狭い道である。
- 専修学校卒業者を準ずるものに含める場合、心理職の需給のバランスが崩れ供給過剰になる可能性があり、また、公認心理師の質の向上につながらないのではないか。

以 上